

平成28年度から
徹底します

個人市県民税の特別徴収

千葉県と県内市町村では、平成28年度から法令順守や納税者の利便性向上、滞納発生抑制のため、個人市県民税の特別徴収による納入を徹底します。
給与支払者の皆さんは、従業員への周知や特別徴収の手続きを忘れずに行いましょう。

特別徴収の仕組み



特別徴収とは

給与支払者が従業員(役員、パート、アルバイトなどを含む)に支払う毎月の給与から個人市県民税を天引きし、従業員の居住する市町村に納入する制度です。

特別徴収の例外

次に該当する場合は「普通徴収切替理由書」を提出することにより、特別徴収によらないこと(普通徴収)が認められる場合があります。

- 従業員数が2人以下の事業所
- ほかから支給されている給与から特別徴収されている人
- 毎月の給与が少なく特別徴収しきれない人

- 給与が毎月支払われていない人
- 専従者給与を支給されている人
- 退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者

納期の特例

給与の支払いをする従業員が常時10人未満の事業者に関り、従業員が居住している市町村に申請し承認を受けた場合に、年12回の納期を12月と翌年6月の2回に分けて市県民税を納入できる制度があります。

特別徴収Q&A

- Q** どのような場合に特別徴収となるのですか？
- A** 前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合は、原則、特別徴収により個人市県民税を納入することになります。

Q 普通徴収を選ぶことはできますか？

A 納税義務者が徴収方法を選ぶことはできません。

Q 従業員が少なく事務が煩雑になるため、特別徴収への対応が難しいのですが？

A 特別徴収は事業者の義務です。従業員が少ないことを理由に特別徴収を行わないことは、法令上認められません。

Q 個人市県民税の税額の計算は、事業者が行うのですか？

A 計算は市が行い、事業者に通知します。年度の途中で税額が変更となった場合も、その都度通知します。

Q 給与から個人市県民税を差し引くと、従業員の手取り額が少なくなってしまうのですか？

A 特別徴収は、新たな税負担が生じるものではありません。納期が年4回の普通徴収に比べ、毎月納める特別徴収は1

回当たりの負担額が少なく、金融機関に向いて納税する手間が省けるなどのメリットがあります。

Q 自営業で専従者給与を支払っていますが、特別徴収の対象となりますか？

A 対象となります。事業主が「普通徴収切替理由書」を提出することにより、普通徴収が認められる場合があります。

Q パートやアルバイトでも、特別徴収の対象となるのですか？

A 対象となります。ただし「毎月給料が支払われていない」「給与が少なく、個人市県民税を徴収しきれない」場合などは、事業主が「普通徴収切替理由書」を提出することにより、普通徴収が認められる場合があります。

問い合わせ先

● 特別徴収制度の概要

- 県総務部税務課 043・223・3098
- 県総務部市町村課 043・223・2133
- 特別徴収制度の手続き
市税務課税班 062・5321